

中小企業の事業承継円滑化に向けた提言（中間取りまとめ）

平成 19 年 6 月 19 日
自由民主党経済産業部会
事業承継問題検討小委員会

<目次>

非上場株式等に係る事業承継税制の抜本的拡充.....	2
1．非上場株式等の事業用資産の相続税の減免措置.....	2
2．非上場株式の評価.....	3
3．納税の円滑化.....	5
後継者問題等への対応（中小零細企業対策含む）.....	5
1．中小企業等向け研修・セミナーに関する支援.....	5
2．専門家による相談に対する支援.....	6
3．廃業と開業のマッチング・M & A 支援事業等に対する支援等.....	6
4．経営指導員等の研修に関する支援.....	6
5．小規模零細企業・商店街支援.....	7
6．事業承継融資の創設等の金融支援.....	7
遺留分等の相続法上の問題に対する対応.....	8
1．生前に相続人全員の合意が得られる場合の相続紛争の未然防止.....	8
2．相続発生後の遺留分減殺請求権行使への対応.....	9
3．生前贈与財産への遺留分減殺請求権行使への対応.....	9
4．撤回の制限される死因処分の検討.....	10
事業承継問題検討小委員会 委員名簿.....	11
事業承継問題検討小委員会等(全 21 回)検討経緯.....	13

非上場株式等に係る事業承継税制の抜本的拡充

非上場株式等に係る事業承継税制の抜本的拡充については様々な論点があるが、非上場株式等の事業用資産に係る相続税の減免措置を中心に、非上場株式の評価、納税円滑化も併せ、以下の方向で適切な制度の拡充や見直しを実施する。

1. 非上場株式等の事業用資産の相続税の減免措置

(1)趣旨・目的

事業承継者の相続税負担の問題は、現経営者が廃業を検討する要因となるのみならず、会社からのキャッシュ流出、事業拡大の抑制や利益圧縮等の要因となっており、その減免によって、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図ることが極めて重要である。

また、近年、欧米では事業承継税制が政策税制として強化され、アジアでは相続税自体存在しない国も多い中、広義のグローバル競争に晒されている中小企業の事業継続・発展によって技術継承や競争力確保を図るといった観点も重要である。

(2)対象

欧州主要国においては、個人と法人の事業用資産全体に共通して減額措置が設けられているが、我が国においては、特定事業用宅地について既に80%の減額措置が導入されている一方、非上場株式については10%の減額措置となっている。事業用宅地に係る減額措置は、特に都市部を中心に引き続き重要であるが、今般の検討に当たっては、非上場株式に係る相続税の減免措置の抜本拡充を中心に検討する。

また、非上場株式については、欧州主要国で行われているように、そのすべてを対象とはせず、事業に無関係な財産管理会社や投資目的会社の株式は除外する方向で検討する。

(3)事業継続要件

事業承継税制の上記目的実現のためには、事業承継者に係る事業継続要件の設定が不可欠である。具体的には、株式会社の場合、形式要件として

株式保有継続と経営従事の要件がまず必要であり、実質要件として、事業の継続・発展を通じて中小企業の雇用の確保を図る観点から、雇用確保に係る要件を加えるべきかどうかについてもさらに検討する。ただし、加える場合であっても、要件が事業継続・発展の支障とならないよう十分留意することが必要である。

また、継続期間については、長期期間を設定した場合の弊害に十分留意し、欧州主要国の例にあるような5年程度や、法人税の欠損金の繰越期間である7年を目安に検討する。

さらに、事業継続要件の担保方法については、租税回避防止の観点や欧州主要国の例も踏まえ、事業承継計画の承認や、要件を証する書類を毎年、主務大臣又は税務署に提出することの義務づけ等を検討する。

(4)特例措置スキーム

事業用資産に係る納税猶予制度と、事業継続要件を前提とした事業用資産の課税価格の大幅減額制度は、法的性格は異なるが機能的には類似しており、事業承継者の承継後の納税負担が、事業の継続・発展のために有意に減免されることを重視してスキームを検討する。

また、納税猶予制度を構築する場合は、既存制度である農地の納税猶予制度との対比が不可避であり、過度の長期間継続要件の弊害や事業用資産の性格等を考慮すれば、既に事業用宅地で実現している80%以上の減額を前提に、事業用資産の大幅減額制度を中心として検討する。その際、事業継続・発展を促進する観点から、ドイツの例等も参考に、要件未達の場合の納税義務等についても検討する。

なお、事業の継続・発展を図る観点からは、親族内承継者への相続による承継のみを特別に優遇すべきではないことから、親族外への承継、贈与や信託等相続以外の手段による承継についても、適切に考慮することが必要である。

2. 非上場株式の評価

(1)類似業種比準方式

比準値については、株価形成要因として収益性が重要な要素であり、計

量的な分析・検証結果からも、少なくとも単純に利益比準値を元に戻すことの合理性は見出せないが、現行比準値の下では、利益額がゼロの前後で大きく株価評価が異なり得る点については、調整措置を検討する。

また、類似業種株価については、その算出方法が明らかになっておらず、特に上場株式については業種間の企業数やその他競争条件等の差異が大きい中、少なくともその妥当性を客観的に検証できないことは問題であることから、国税庁に算出方法の公表を求めていく。

さらに、斟酌率の問題、会社規模区分や業種区分の問題、評価時期前に組織再編を行った場合や課税時期と評価時期にズレが生じた場合の問題についても、評価の合理性や安定性の観点を踏まえ、必要な見直しを検討する。

(2)純資産価額方式

営業権については、近年規定が整備された企業会計や法人税法上の概念との整合を図るべきであり、具体的には負の営業権の計上を認めることや、評価対象を評価時点で貸借対照表に計上されているものに限る等の見直しを行う。仮に現行評価方式の大枠を維持する場合でも、特に近年の基準年利率の改定の弊害が大きいことから、適切な固定利率を設定する等、基準年利率の設定方法や持続期間の設定等について、必要な見直しを行う。

また、引当金・準備金の負債計上については、未払退職金等、将来その費用が生じることが確実な債務については対象とすべく、必要な見直しを行う方向で検討する。

さらに、法人税額等相当額控除については、間接所有と直接所有の評価バランスを図るためにどのような方法が適当か、総合的に検討する。現行規定を前提にする場合でも、組織再編の妨げとならないよう取扱いの明確化を図る方向で検討する。

(3)その他

非上場株式の評価等において問題となる同族の範囲については、現行の6親等基準が実態を必ずしも反映していないことも踏まえ、必要な見直しを検討する。

3．納税の円滑化

(1)自己株式買取り

自己株式買取りに係るみなし配当課税の特例については、相続税納税円滑化の観点から現行要件の見直しを検討する。

加えて、上場株式との関係や税体系全体との関係にも留意しつつ、生前に取得した場合等、事業承継円滑化の観点から拡充や類似制度の創設が可能かどうかについて、金融所得課税一元化の議論との関係も踏まえ、引き続き検討する。

(2)物納

物納については、承継時にキャッシュがない後継者の納税円滑化の観点から、物納株式の会社による買取りが現実的選択肢となることが多いこと等を踏まえ、会社が国から直ちに買い受けられない場合の対応方策も含め、必要な制度見直しを検討する。

後継者問題等への対応（中小零細企業対策含む）

後継者問題等に関する諸課題に早急に対応すべく、以下の諸施策を相互連携をもって総合的・一体的に推進し、事業承継の円滑化を通じて経済活性化と地域再生を図る。

1．中小企業等向け研修・セミナーに関する支援

事業承継を円滑に進めるためには、十分な時間をかけて、計画的な取り組みを行うことが必要不可欠である。しかしながら、中小企業経営者の実態としては、後継者を既に決めている割合は半分にも満たず（43%）、事業承継の準備状況についても「十分に準備している」との回答が2割に留まるなど、事前の取組が十分行われているとは言い難い状況である。

また、後継者教育も非常に重要であるが、日々の業務の多忙さや自覚の不足等により、後継者の必要な知識修得が進まず、気付いた時には手遅れになるようなケースも存在する。

以上を踏まえ、商工会議所・商工会等が実施している中小企業経営者及び後継者向けの事業承継関連研修・セミナーについて、対象や実施回数等を大幅に増やすことにより、中小企業の経営ノウハウの伝達と事業承継の円滑化を図る。

2．専門家による相談に対する支援

事業承継に関する対策を行う際には、税務面、法務面、資金面、経営面等の各種対策を組み合わせて実施することが必要となるため、広範かつ高度な専門知識を持った実務家のネットワークを形成し、事業承継を行う中小企業経営者をサポートしていくことが必要である。

以上を踏まえ、中小企業の経営問題や事業承継対策に詳しいスペシャリストを分野毎に養成し、ニーズのある承継対象企業及び経営者に対する個別相談を実施できるような体制を整備する。

3．廃業と開業のマッチング・M&A支援事業等に対する支援等

近年の我が国においては、M&A等、親族外の第三者への承継が顕著に増加している。また、後継者不在を理由とする廃業を抑制するための取組が必要不可欠であるが、長野商工会議所が設立した長野事業承継支援センターでは、廃業に伴う雇用機会の喪失や空き店舗化を防止するといった観点から、後継者難の事業所と新規創業者のマッチングに取り組んでおり、大きな成果を挙げている。特に、マッチングやM&Aといった分野については、中小企業への浸透度合が非常に低いため、こうした先進的取組における成功事例の蓄積・共有を図り、当該分野における積極的取組を主導できる人材の発掘・育成に取り組んでいくことが非常に重要である。

以上を踏まえ、廃業率が開業率を上回っている現状を早期に改め、事業承継の円滑化を図るため、廃業と開業のマッチングやM&A支援事業等に対する支援を行い、事業血流の円滑化と新陳代謝の活性化を図る。

4．経営指導員等の研修に関する支援

中小企業の事業承継の円滑化を図る上では、中小企業に日頃接している商工会議所・商工会の経営指導員等が積極的に中小企業を支援し、情報提供や必要な助言等を行っていくことが必要である。しかしながら、個々の

経営指導員等の意欲、知識、スキル等にばらつきがあること等により、各地の経営指導員等が真に必要とされる支援を十分実施できておらず、商工会議所・商工会全体としてのパフォーマンスを低下させているのが現状である。

以上を踏まえ、商工会議所・商工会の経営指導員や中小企業団体中央会の指導員に対する研修を行う際に必要な費用を支援することにより、中小企業の事業承継に際してより密接かつ高度な支援を実施できる体制の構築を図る。

5．小規模零細企業・商店街支援

町工場等の小規模零細企業における業況は依然厳しく、特に事業承継の局面においては、経営者の認識が十分でなく取組が進まない問題や、後継者のなり手がいない等の困難な問題が存在する。

また、商店街についても、事業承継に関する経営者の意識が低いことに加えて、現行の補助事業の適用対象では必ずしも十分ではなく、事業承継に支障が生じるといった声も寄せられている。

以上を踏まえ、小規模零細企業や商店街等における事業承継の円滑化を図るため、普及啓発の支援、必要な補助事業の見直し等の方策を講じる。

6．事業承継融資の創設等の金融支援

事業承継に際しては、後継者の資金面での課題が大きな問題となる。特に、親族内後継者の相続税納税資金や親族外後継者の事業所取得資金等、事業承継後数年間の後継者の資金繰りの苦労は、創業時と同様、非常に厳しいものとなるケースが多い。

また、現経営者の個人保証・連帯保証の処理が大きな問題となる。金融機関は、一旦設定した保証をなかなか解除しない傾向にあるため、現経営者や後継者にとって、保証に関する精神的な負担が非常に大きい。

以上を踏まえ、相続税納税資金や事業所取得資金等の事業承継に際しての資金ニーズに対応する制度融資を創設するとともに、保証の問題についても、中小企業金融全体の問題として総合的な検討を行い、適切な対応を行う。

遺留分等の相続法上の問題に対する対応

中小企業が事業承継を行う上では、現オーナー経営者が保有する自社株式等の事業用資産を、後継者に円滑に承継させていくことが非常に重要である。しかしながら、遺留分（配偶者や子供等に保障された最低限の資産承継の権利であり、原則法定相続分の半分）等の相続法上の制度により、後継者への事業用資産の集中が制限されることが、円滑な事業承継の阻害要因となっている。

上記遺留分の問題等、相続法に関連した事業承継の問題点は様々であるが、事業承継の段階（相続発生の前後）や相続人の合意の有無等により、場合分けを行った上で対策を講ずる。

特に、事業用資産の中でも重要性が高い自社株式については、価値が変動するという特殊性があることを踏まえ、株価上昇に貢献した後継者が不利にならないよう十分留意することが必要である。

1．生前に相続人全員の合意が得られる場合の相続紛争の未然防止

「事業承継契約（仮称）スキーム」の創設

現行法の下では、生前に財産分配に関する合意がなされたとしても、非後継者である相続人が個別に遺留分放棄について家庭裁判所の許可を得ることが必要であること等、円滑・迅速な事業承継に支障が生じ得る点が存在する。

以上を踏まえ、事業承継に関する当事者間の合意に基づき、被相続人から後継者への事業用資産の生前贈与等に加えて、相続発生後の遺留分に係る紛争を防止するための手当てを包含する「事業承継契約（仮称）スキーム」の創設について、新規立法を視野に入れて、早急に検討内容を具体化する。

検討の方向性としては、手続面につき、最終的な家庭裁判所の関与を前提としつつ、公証人の関与等に基づく遺留分放棄手続の簡素化、効果面につき、遺留分の放棄や一定の財産の遺留分減殺請求対象からの除外等を中心に検討する。

2．相続発生後の遺留分減殺請求権行使への対応

(1) 価額弁償の分割支払の許容

後継者が他の相続人から遺留分減殺請求を受けた場合、一括で価額弁償を行うことが困難である場合がある。価額弁償を分割払いにすることは、実務上、遺産分割協議の場面などにおいて合意を形成することによって可能であるが、これをさらに容易にできるような法的手当てが可能かどうか、引き続き検討する。

(2) 事業承継直後の遺留分減殺請求権行使への対応

事業承継直後という極めて不安定な時期に後継者が遺留分減殺請求を受けるというリスクを軽減するため、事前に合意があった場合等、一定の要件が満たされた場合に、当該後継者が取得した事業用資産に対する遺留分減殺請求権の行使を一定期間停止するといった方策が可能かどうかについて、引き続き検討する。

3．生前贈与財産への遺留分減殺請求権行使への対応

(1) 後継者の貢献等による株式等の価値の上昇分を後継者が保持できる方策

後継者に生前贈与された株式等の価値が、後継者の貢献等により上昇した場合であっても、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算され、後継者の貢献は考慮されない。このことが後継者以外の者の遺留分を増加させ、後継者が承継した事業をさらに発展させようとする動機を失う理由になり得る。

そこで、遺留分を算定する際に、一定の要件を満たす場合には、生前贈与された株式の評価額を贈与時のものとする等、株式の評価を生前贈与当時の価値に基づいて行う方策を工夫し、後継者の貢献等による株式等の価値の上昇分を後継者が保持することができるような新規立法を視野に入れて検討する。

(2) 遺留分減殺請求の対象となる生前贈与の範囲を一定期間に制限

遺留分減殺請求の対象となる生前贈与は、原則として相続開始前1年以内のものであるが、特別受益に該当する共同相続人への生前贈与については、原則として期間制限なしに減殺請求の対象となる。なお、ドイツにおいては、一定期間以前になされた生前贈与財産（事業用資産に限定されない）については、遺留分減殺請求の対象から除外する法制も存在する（ただし、配偶者に生前贈与された財産を除く）。

以上を踏まえ、一定の要件を満たす事業用資産の生前贈与について、一定期間以前の生前贈与財産を遺留分減殺請求の対象から除外するという方策について、今後幅広く検討する。

4．撤回の制限される死因処分の検討

(1)撤回できない死因贈与契約の活用

遺贈とほぼ同様の効果をもたらす死因贈与契約については、判例上、原則として遺言撤回の規定が準用されると解される一方、負担の履行期が贈与者の生前と定められた負担付死因贈与契約の受贈者が負担の全部又はこれに類する程度の履行をした場合などには、遺言撤回の規定の準用が否定される。以上を踏まえ、撤回できない死因贈与契約となるための要件を整理すること等により、後継者に安定的に事業用資産を承継する方策について、具体的に検討する。

(2)撤回方法が限定された公正証書遺言の創設

遺言はその後の遺言により自由に撤回することができ、かつ、遺言の種類に優劣がなく、公正証書遺言を自筆証書遺言で撤回することも可能であり、後継者の地位が不安定となる。以上を踏まえ、別の公正証書遺言の作成等、一定の方法以外による撤回が制限された公正証書遺言を遺言者の選択で利用することができるようにする等という方策について、今後幅広く検討する。

以上

事業承継問題検討小委員会 委員名簿

- ・最高顧問 野田 毅
- ・顧問 深谷 隆司 町村 信孝 石原 伸晃
 中山 成彬 松田 岩夫 西野あきら
 加納 時男
- ・委員長 平井たくや
- ・副委員長 後藤 茂之 山本 明彦 石田 真敏
 金子善次郎 小林 温(兼 分科会主査) 松村 祥史
- ・事務局長 西村 康稔
- ・分科会主査 柴山 昌彦(総括) 小林 温(事業承継税制)
 寺田 稔(後継者問題等) 早川 忠孝(相続法)
- ・幹事 鈴木 淳司 中山 泰秀 西村 明宏 西銘恒三郎
 御法川信英 秋元 司 井澤 京子 石原 宏高
 伊藤 忠彦 上野賢一郎 大塚 拓 岡部 英明
 越智 隆雄 鍵田忠兵衛 片山さつき 亀岡 偉民
 川条 志嘉 木原 誠二 木挽 司 佐藤ゆかり
 清水清一郎 鈴木 馨祐 関 芳弘 平 将明
 土井 亨 とかしきなおみ 長崎幸太郎 萩原 誠司
 橋本 岳 牧原 秀樹 松本 洋平 武藤 容治
 安井潤一郎 若宮 健嗣

・委員

赤澤 亮正	あべ 俊子	阿部 知子	石崎 岳
伊藤信太郎	稲田 朋美	今井 宏	今村 雅弘
岩永 峯一	宇野 治	太田 誠一	大塚 高司
奥野 信亮	小里 泰弘	亀井善太郎	河村 建夫
岸 信夫	木原 稔	河野 太郎	小杉 隆
斉藤斗志二	櫻田 義孝	佐藤 昭郎	佐藤 剛男
塩谷 立	七条 明	清水鴻一郎	杉村 太蔵
竹本 直一	伊達 忠一	玉澤徳一郎	土屋 正忠
土井 真樹	戸井田とおる	中川 雅治	長島 忠美
中野 清	中野 正志	中森ふくよ	並木 正芳
西川 京子	萩生田光一	原田 義昭	原田 令嗣
広津 素子	福井 照	古屋 圭司	松浪 健太
松村 龍二	三ツ林隆志	三原 朝彦	宮澤 洋一
宮下 一郎	望月 義夫	保岡 興治	山際大志郎
山本 幸三	吉田六左工門	吉野 正芳	渡部 篤
渡辺 博道			

(5 0 音順)